

平成20年度災害救助担当者全国会議 (別冊資料)

目 次

1	災害救助法の概要	P 1
	1) 概要	
	2) 災害救助適用基準	
	3) 災害救助法による応急救助の実施概念図	
2	平成20年度災害救助基準	P 4
3	災害救助基金について	P 7
	1) 概要	
	2) 平成19年度災害救助基金積立状況	
4	災害対策基本法の概要	P 9
5	地方厚生局について	P 10
6	災害弔慰金・災害障害見舞金及び災害援護資金の概要	P 11
	1) 概要	
	2) 援護資金フロー図	
7	災害救助費等予算(平成9年～平成20年度)	P 14
8	災害救助法適用回数及び市町村数(平成10年度以降)	P 15
9	災害救助法適用状況(平成9年度～19年度)	P 16
10	平成19年度災害救助法等実施状況	P 19
11	災害救助事務主管担当者及び連絡先一覧	P 21
12	国民保護事務主管担当者及び連絡先一覧	P 22
13	地方厚生局防災担当者名簿	P 23
14	自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン	P 25
15	安否情報システムについて	P 33

厚生労働省社会・援護局総務課
災害救助・救援対策室

1. 災害救助法の概要

○「災害救助法」（昭和22年10月18日法律第 118号）

1 目 的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

2 実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。

なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

3 適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等（例 人口5, 000人未満 住家全壊30世帯以上）に行う。

4 救助の種類、程度、方法及び期間

(1)救助の種類

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ① 避難所、応急仮設住宅の設置 | ⑥ 住宅の応急修理 |
| ② 食品、飲料水の給与 | ⑦ 学用品の給与 |
| ③ 被服、寝具等の給与 | ⑧ 埋 葬 |
| ④ 医療、助産 | ⑨ 死体の捜索及び処理 |
| ⑤ 被災者の救出 | ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 |

(2)救助の程度、方法及び期間

厚生労働大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行なう。

5 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

6 経費の支弁及び国庫負担

(1)都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁

(2)国 庫 負 担：(1)により費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担

ア 普通税収入見込額の 2/100以下の部分	—————	50/100
イ 普通税収入見込額の 2/100をこえ 4/100以下の部分	—	80/100
ウ 普通税収入見込額の 4/100をこえる部分	—————	90/100

7 災害救助基金について

(1)積立義務（災害救助法第37条）

過去3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額（最少額500万円）を積み立てる義務が課せられている。

(2)運 用

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

災害救助法適用基準（同法施行令）

1 住家等への被害が生じた場合

(1) 区域内の人口に応じた次の世帯数以上であること（令第1条第1項第1号、令別表第1）

市 町 村 の 人 口		住家滅失世帯数
5,000人以上	5,000人未満	30世帯
15,000人以上	15,000人未満	40世帯
30,000人以上	30,000人未満	50世帯
50,000人以上	50,000人未満	60世帯
100,000人以上	100,000人未満	80世帯
300,000人以上	300,000人未満	100世帯
		150世帯

(2) 当該市町村を包括する都道府県の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す数以上であること（令第1条第1項第2号、令別表第2・第3）

① 都 道 府 県 の 人 口		住家滅失世帯数
1,000,000人以上	1,000,000人未満	1,000世帯
2,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500世帯
3,000,000人以上	3,000,000人未満	2,000世帯
		2,500世帯

② 市 町 村 の 人 口		住家滅失世帯数
5,000人以上	5,000人未満	15世帯
15,000人以上	15,000人未満	20世帯
30,000人以上	30,000人未満	25世帯
50,000人以上	50,000人未満	30世帯
100,000人以上	100,000人未満	40世帯
300,000人以上	300,000人未満	50世帯
		75世帯

(3) 当該市町村を包括する都道府県の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の被害世帯数が多数であること（令第1条第1項第3号前段、令別表第4）

都 道 府 県 の 人 口		住家滅失世帯数
1,000,000人以上	1,000,000人未満	5,000世帯
2,000,000人以上	2,000,000人未満	7,000世帯
3,000,000人以上	3,000,000人未満	9,000世帯
		12,000世帯

※1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一の世帯とする

※2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した一の世帯とする

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること（令第1条第1項第3号後段）

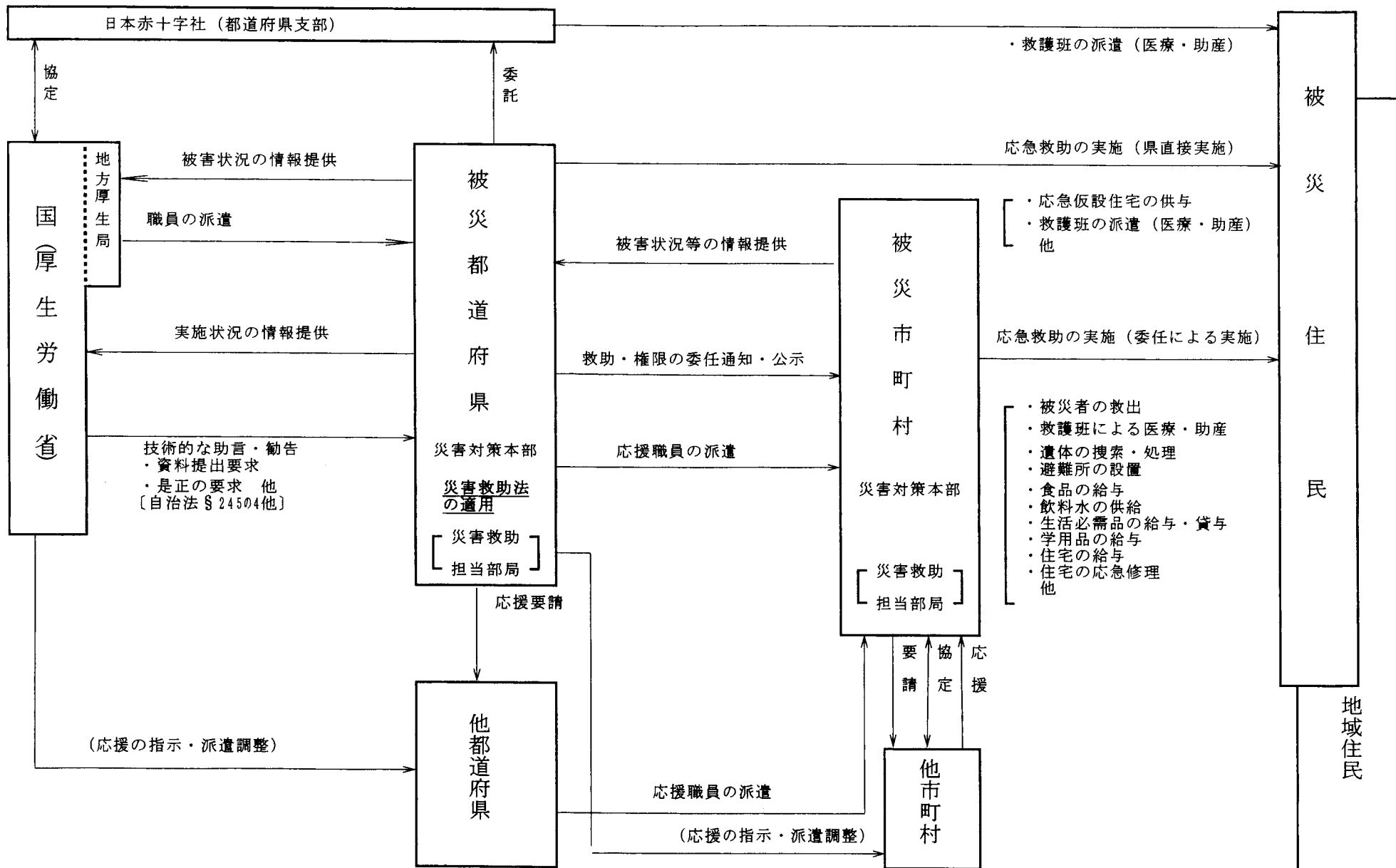
- ・ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（基準省令第1条）

2 生命・身体への被害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき（令第1条第1項第4号）

- ・ 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（基準省令第2条第1号）
- ・ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（基準省令第2条第2号）

災害救助法による応急救助の実施概念図



平成20年度災害救助基準

平成20年4月1日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 300円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,366,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,366,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。							
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
		区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 流失			夏	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300
					冬	28,600	37,000	51,600	60,500	75,900	10,400
半壊 床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400				
	冬	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300				

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所…国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計 上
助 産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べんし た者であって災害のため 助産の途を失った者(出 産のみならず、死産及び 流産を含み現に助産を要 する状態にある者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣 行料金の100分の80以内の 額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計 上
災害にかかった 者の救出	1 現に生命、身体が危 険な状態にある者 2 生死不明な状態にあ る者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らかにな らない場合は、以後「死 体の捜索」として取り扱 う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上
災害にかかった 住宅の応急修理	住家が半壊(焼)し、 自らの資力により応急修 理をすることができない 者	居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当り 510,000円以内	災害発生の日から 1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失 半壊(焼)又は床上浸水 により学用品を喪失又は 毀損し、就学上支障のあ る小学校児童、中学校生 徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又 はその承認を受けて使用し ている教材、又は正規の授 業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,100円 中学生生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用 品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額。 2 入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬を 実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 199,000円以内 小人(12歳未満) 159,200円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、 かつ、四囲の事情により すでに死亡していると推 定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途 計上 2 災害発生後3日を経過し たものは一応死亡した者と 推定している。
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者につ いて、死体に関する 処理(埋葬を除く。)を する。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり3,300円以内 一 時 保 存 既 存 建 物 借 上 費 通常の実費 既 存 建 物 以 外 1 体当たり 5,000円以内 検 索 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検査は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途 計上 3 死体の一時保存にドライ アイスの購入費等が必要な 場合は当該地域における通 常の実費を加算できる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,500円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3. 災害救助基金について

(1) 災害救助基金の積立額について

①最 少 額

都道府県は、災害救助法による救助に要する費用等の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかねばならず（災害救助法第37条）、各年度における最少額は以下による（同法第38条第1項）。

$$\boxed{\text{最 少 額}} = \text{前年度の前3年間の普通税収入額（決算額）の平均年額} \times 5/1000$$

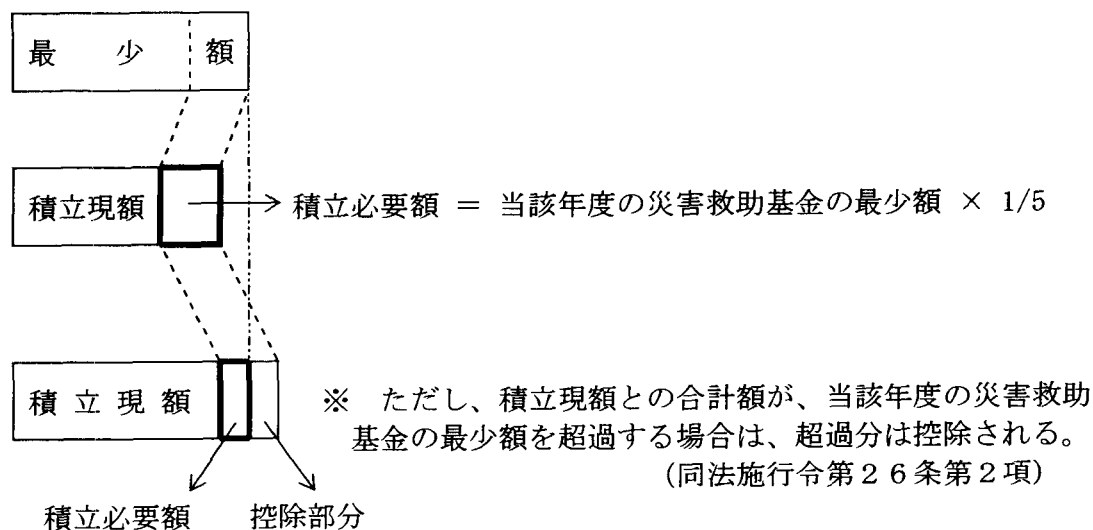
(例)

$$14\text{年度最少額} = 10\sim 12\text{年度の普通税収入額の決算額の平均年額} \times 5/1000$$

※ ただし、算定額が500万円に満たない場合は、当該年度の災害救助基金の最少額は500万円（同法第38条第2項）

②積立現額が最少額に達していない場合

当該年度の災害救助基金の最少額の5分の1の額を積み立てなければならない。
(同法施行令第26条第1項)



(2) 積立状況の情報提供について

各年度における災害救助基金の積立状況について、毎年6月15日までに、災害救助基金報告書により厚生労働大臣に情報提供する。

(S40.5.11社施第99号 厚生省社会局長通知 第9の3)

※ なお、積立現額が最少額に達していない都道府県においては、その理由と今後の対応等についても併せて報告をお願いする。

平成19年度災害救助基金積立状況

(平成19年4月1日現在)

	現在高(円) ①	※最少額(円) ②	※積立率 (%)	運用方法(円)			(参考)18年度 現在高(円) ③	※対前年 度比(%)
				法41条1号	法41条2号	法41条3号		
1 北海道	2,360,323,965	2,071,174,906	114.0	2,360,323,965			2,352,207,845	100.3
2 青森県	448,106,225	413,497,628	108.4	422,554,395		25,551,830	447,304,895	100.2
3 岩手県	500,776,738	432,515,923	115.8	500,776,738			499,182,704	100.3
4 宮城県	2,101,845,952	1,018,224,356	206.4	2,088,185,810		13,660,142	2,098,697,835	100.2
5 秋田県	416,411,242	346,826,433	120.1	268,410,191		148,001,051	416,250,734	100.0
6 山形県	440,505,258	400,853,688	109.9	420,093,510		20,411,748	439,958,971	100.1
7 福島県	940,370,843	800,473,158	117.5	940,370,843			940,370,843	100.0
8 茨城県	1,534,155,292	1,362,705,680	112.6	1,499,420,532		34,734,760	1,537,880,676	99.8
9 栃木県	898,642,507	943,221,023	95.3	826,458,483		72,184,024	899,906,096	99.9
10 群馬県	1,390,054,305	868,434,805	160.1	1,342,278,878		47,775,427	1,015,355,128	136.9
11 埼玉県	3,159,220,423	2,636,015,935	119.8	3,159,220,423			3,154,523,519	100.1
12 千葉県	2,421,725,459	2,960,209,977	81.8	2,421,725,459			2,419,490,963	100.1
13 東京都	10,666,901,515	11,327,999,703	94.2	5,701,129,524		4,965,771,991	10,768,897,302	99.1
14 神奈川県	5,399,057,554	4,351,485,320	124.1	5,188,154,754		210,902,800	5,385,287,735	100.3
15 新潟県	953,265,332	969,677,542	98.3	895,613,093		57,652,239	797,846,907	119.5
16 富山県	622,821,981	513,496,244	121.3	552,769,229		70,052,752	625,353,148	99.6
17 石川県	658,234,351	522,098,210	126.1	640,403,510		17,830,841	656,651,945	100.2
18 福井県	404,513,965	391,069,320	103.4	404,513,965			405,546,039	99.7
19 山梨県	500,859,359	392,990,237	127.4	500,859,359			499,829,315	100.2
20 長野県	1,057,310,709	868,577,748	121.7	960,690,775		96,619,934	1,084,884,154	97.5
21 岐阜県	1,061,433,618	862,236,571	123.1	1,061,433,618			1,057,521,618	100.4
22 静岡県	4,229,409,994	1,903,639,958	222.2	4,229,409,994			4,213,954,842	100.4
23 愛知県	5,367,247,431	4,726,682,975	113.6	792,957,230	4,401,714,229	172,575,972	5,341,191,351	100.5
24 三重県	915,262,644	891,317,953	102.7	896,809,843		18,452,801	914,371,535	100.1
25 滋賀県	637,103,687	589,241,605	108.1	547,562,767		89,540,920	646,645,265	98.5
26 京都府	1,566,886,173	1,119,021,881	140.0	1,559,703,195		7,182,978	1,568,152,247	99.9
27 大阪府	4,987,997,267	5,142,724,143	97.0	3,327,770,084		1,660,227,183	5,049,527,214	98.8
28 兵庫県	2,321,850,348	2,324,014,710	99.9	714,300,190	1,422,000,000	185,550,158	2,323,928,381	99.9
29 奈良県	171,013,155	461,439,440	37.1	44,520,602		126,492,553	134,747,818	126.9
30 和歌山県	484,523,753	362,567,946	133.6	449,710,184		34,813,569	470,935,951	102.9
31 鳥取県	239,423,013	199,354,752	120.1	230,985,163	93,500	8,344,350	239,242,898	100.1
32 島根県	309,934,813	248,657,539	124.6	305,207,113		4,727,700	309,630,746	100.1
33 岡山県	938,534,126	843,766,009	111.2	938,509,126	25,000		934,160,247	100.5
34 広島県	1,275,564,847	1,245,884,487	102.4	1,142,215,614		133,349,233	1,283,023,200	99.4
35 山口県	639,571,646	642,557,413	99.5	601,613,195		37,958,451	639,571,646	100.0
36 徳島県	352,127,896	336,106,812	104.8	323,077,606		29,050,290	352,285,394	100.0
37 香川県	504,170,542	455,058,120	110.8	486,120,533		18,050,009	507,278,214	99.4
38 愛媛県	549,170,463	528,955,058	103.8	549,170,463			547,597,488	100.3
39 高知県	284,030,958	233,257,039	121.8	232,398,930		51,632,028	283,480,460	100.2
40 福岡県	2,056,132,510	2,116,936,566	97.1	2,021,425,381		34,707,129	2,010,411,241	102.3
41 佐賀県	358,402,791	298,863,505	119.9	315,526,298		42,876,493	357,587,467	100.2
42 長崎県	473,141,234	406,537,617	116.4	443,976,864		29,164,370	473,141,234	100.0
43 熊本県	630,338,937	585,383,890	107.7	613,662,352		16,676,585	629,042,439	100.2
44 大分県	467,616,378	431,366,519	108.4	460,680,586		6,935,792	467,810,001	100.0
45 宮崎県	338,025,182	337,215,973	100.2	293,820,615		44,204,567	333,172,866	101.5
46 鹿児島県	556,547,837	524,016,887	106.2	322,372,837	234,175,000		554,727,837	100.3
47 沖縄県	387,269,524	375,965,159	103.0	387,269,524			386,766,728	100.1
計	68,977,833,742	61,784,318,363	111.6	54,386,163,343	6,058,007,729	8,533,662,670	68,475,333,082	100.7

※最少額＝当該年度の前年度の前3年間に於ける普通税収入額の決算額の平均年額の1000分の5に相当する額

※積立率＝①÷②(%)

※対前年度比＝①÷③(%)

4. 災害対策基本法の概要

【総則】…防災に関する責任の明確化

災害の定義 ……	自然災害	(地震、豪雨等異常な自然現象による被害)
	事故災害	(大規模な火事・爆発又は放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没等の大規模な事故による被害)
国、都道府県、市町村、指定公共機関、住民の責務…防災計画の実施、相互協力等		

【防災に関する組織】…総合的防災行政の整備

	【平時】	【災害時】
【国】	中央防災会議	非常災害対策本部 緊急災害対策本部
【地方】	都道府県防災会議 市町村防災会議	災害対策本部

非常災害対策本部長 …… 緊急災害対策本部長 …… 内閣総理大臣
 自然災害 …… 防災担当大臣
 事故災害 …… 担当省庁大臣

【防災計画】…計画的防災行政の整備

中央防災会議	⇒	防災基本計画
指定行政機関・指定公共機関	⇒	防災業務計画
都道府県防災会議・市町村防災会議	⇒	地域防災計画

【災害予防】…災害の発生を未然に防止

防災組織の整備義務	:	災害予防責任者による防災に関する組織の整備義務
防災訓練の実施義務	:	防災訓練の実施、従業員の訓練参加義務
物資・資財の備蓄義務	:	災害時に必要な物資・資材の備蓄、点検、整備等

【災害応急対策】…災害の発生の防御、災害の拡大の防止

出動命令	:	消防、水防団への出動命令、警察等への出動要請等(市町村長)
被害状況の報告	:	市町村 ⇄ 都道府県 ⇄ 都道府県 ⇄ 内閣総理大臣へ
避難の指示	:	立ち退きの勧告・指示 (原則市町村長)
警戒区域の設定	:	警戒区域の立ち入りを制限、禁止、退去等 (原則市町村長)
応急公用負担	:	工作物の使用、物件の使用・収用等 (原則市町村長)
従事命令	:	医療、土木建築工事、輸送関係者への従事命令等 (都道府県知事)
交通規制	:	通行の制限、禁止等 (都道府県公安委員会、警察官等)

【災害復旧・財政金融措置】…災害復旧に係る財政等の特例措置

国の負担金又は補助金の早期交付
激甚災害に対処するための財政援助 等

【災害緊急事態】…異常かつ激甚な災害の場合

内閣総理大臣	:	災害緊急事態布告	内閣	:	政令によって金銭債務支払等の延期措置
--------	---	----------	----	---	--------------------

5. 地方厚生局について

厚生労働省防災業務計画（抜粋）

第2編 災害応急対策

第1章 総則

第3節 被災地への職員の派遣及び厚生労働省現地対策本部の設置

第4 地方厚生局における災害発生時の対応について

1 情報収集及び状況把握

- (1) 地方厚生局総務課が中心となり、本省関係各部局からの指示を受け、地方公共団体、関係機関等を通じて情報収集する。
- (2) 地方厚生局総務課は、本省関係各部局より職員派遣依頼の連絡があった場合には、都道府県防災担当課へ職員を派遣し、当該職員を「現地連絡担当者」として情報収集の窓口とする。
- (3) 現地連絡担当者は、地方厚生局及び本省と都道府県防災担当課との連絡調整に当たる。
- (4) 現地連絡担当者は、被災都道府県・市町村からの情報に限らず、地元マスコミ等により得た情報を収集し、当該情報を地方厚生局及び本省に報告する。
- (5) 非常災害が発生した場合には、発災直後、本省より担当職員が被災地に赴くことになっているが、地方厚生局より派遣された現地連絡担当者は、本省担当職員が到着した場合、それまでに収集した情報を引き継ぐとともに、以後、互いに協力し、情報収集に努める。
- (6) 現地連絡担当者が行う主な情報収集項目
 - a 被災市町村の被害状況
 - b 厚生労働省の所掌に係る医療施設、社会福祉施設、水道施設及びこれらの業務の被害状況
 - c 日本赤十字社の行う救援活動の状況及び同社から収集した現地の状況
 - d その他、情報収集により得た重要な情報
- (7) 地方厚生局が情報収集及び状況把握を行うにあたっては、独立行政法人国立病院機構との情報の共有及び密接な連携を図るものとする。

6 , 災 害 弔 慰 金 ・ 災 害 障 害 見 舞 金 及 び 災 害 援 護 資 金 の 概 要

○「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年9月18日法律第82号）

災害弔慰金の支給

- (1) 実施主体 市町村（特別区を含む）
- (2) 対象災害 自然災害 ・ 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
・ 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
- (3) 受給遺族 配偶者、子、父母、孫、祖父母
- (4) 支給額 ア. 生計維持者が死亡した場合 500万円
イ. その他の者が死亡した場合 250万円
- (5) 費用負担 国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4

災害障害見舞金の支給

- (1) 実施主体 1に同じ
- (2) 対象災害 1に同じ
- (3) 受給者 (2)により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者
- (4) 支給額 ア. 生計維持者 250万円
イ. その他の者 125万円
- (5) 費用負担 1に同じ

災害援護資金の貸付

- (1) 実施主体 市町村
- (2) 対象災害 都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害
- (3) 受給者 (2)により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- (4) 貸付限度額 350万円

①世帯主の1か月以上の負傷	150万円	}	250万円	}	270万円 (350)	}	350万円
②家財の1/3以上の損害	150万円						
③住居の半壊	170万円(250)						
④住居の全壊	250万円(350)						
⑤住居の全体が滅失若しくは流失	350万円						

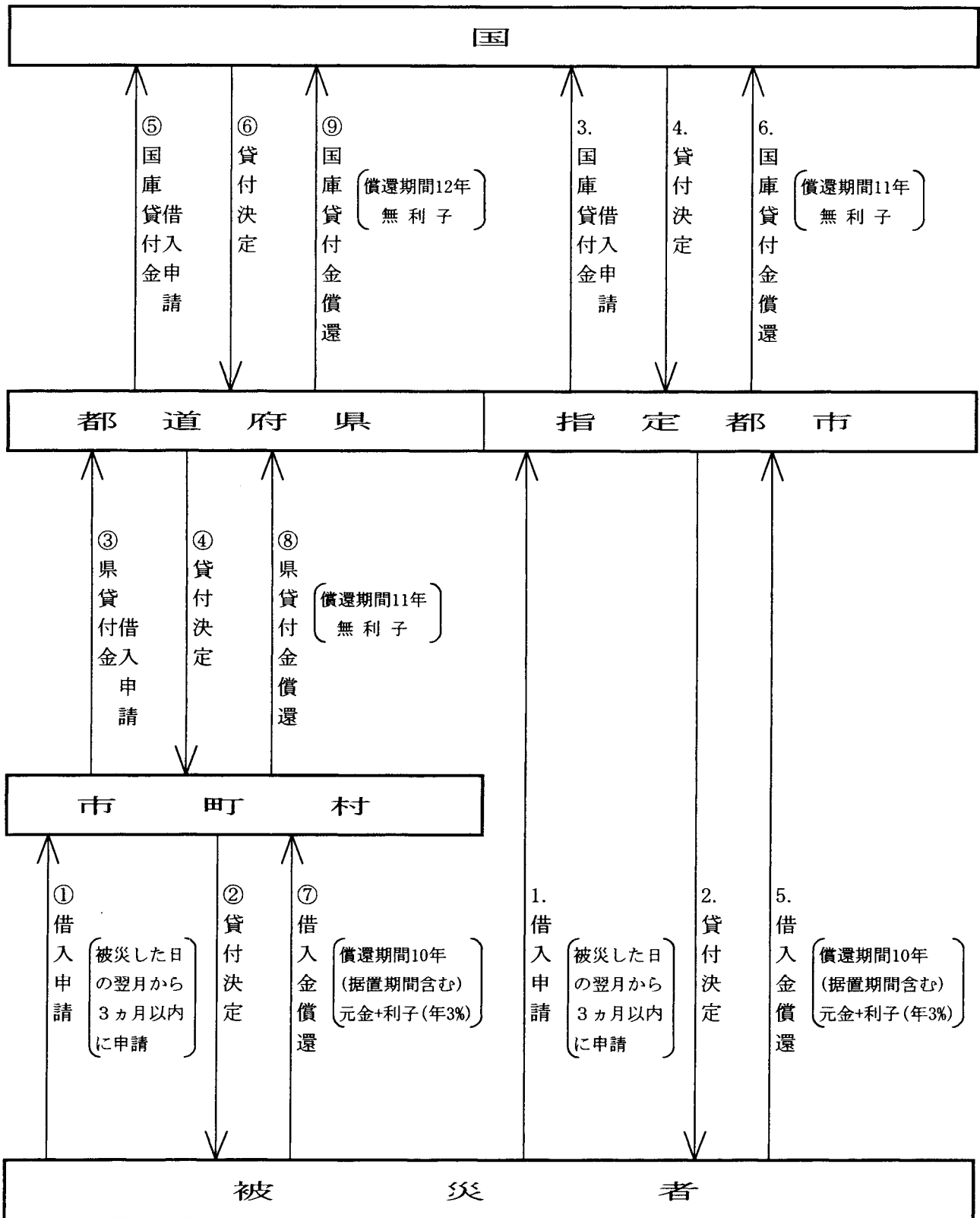
(注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は()内の額

(5) 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。	

- (6) 利率 年3% (据置期間中は無利子)
- (7) 据置期間 3年 (特別の場合5年)
- (8) 償還期間 10年 (据置期間を含む)
- (9) 償還方法 年賦又は半年賦
- (10) 貸付原資負担 国 2/3 都道府県・指定都市 1/3

災害援護資金の貸付及び償還事務の流れ



7. 災害救助費等予算・決算状況(平成9～20年度)

災害救助費等負担金

(単位:円)

区分	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
当初予算額	2,357,086,000	2,400,000,000	2,400,000,000	700,000,000	200,000,000	200,000,000	200,000,000	200,000,000	201,500,000	201,500,000	201,500,000	201,500,000
補正予算額	-	1,381,139,000	2,939,863,000	2,391,209,000	-	-	175,000,000	17,947,464,000	1,659,368,000	670,731,000	8,264,296,000	-
流用額	-	-	△ 77,420,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-
予備費	-	-	-	-	-	-	-	9,054,700,000	-	-	-	-
決算額	1,062,574,640	3,718,383,742	5,262,443,000	2,752,722,798	90,773,821	10,994,434	336,495,239	21,205,696,013	1,860,868,000	597,753,244	6,981,866,016	-
不用額	1,294,511,360	62,755,258	0	338,486,202	109,226,179	189,005,566	38,504,761	5,996,467,987	0	274,480,756	1,483,929,984	-

災害弔慰金等負担金

(単位:円)

区分	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
当初予算額	140,000,000	140,000,000	140,000,000	140,000,000	140,000,000	140,000,000	140,000,000	140,000,000	140,000,000	140,000,000	140,000,000	140,000,000
補正予算額	-	-	-	-	-	-	-	248,750,000	-	-	-	-
流用額	-	-	△ 21,875,000	-	-	-	-	-	-	92,300,000	-	-
予備費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
決算額	65,000,000	90,000,000	118,125,000	15,000,000	8,125,000	6,250,000	41,250,000	367,500,000	139,375,000	232,300,000	32,500,000	-
不用額	75,000,000	50,000,000	0	125,000,000	131,875,000	133,750,000	98,750,000	21,250,000	625,000	0	107,500,000	-

災害援護貸付金

(単位:円)

区分	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
当初予算額	500,000,000	500,000,000	500,000,000	500,000,000	500,000,000	380,000,000	380,000,000	380,000,000	380,000,000	380,000,000	380,000,000	380,000,000
補正予算額	-	1,082,413,000	-	1,177,305,000	-	-	40,000,000	3,879,664,000	235,140,000	-	-	-
流用額	-	-	99,295,000	-	-	-	-	-	-	△ 92,300,000	-	-
予備費	-	-	174,356,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-
決算額	84,866,665	988,685,331	773,650,333	794,735,505	174,419,998	14,966,666	396,597,998	1,253,154,982	615,118,999	124,246,665	73,433,332	-
不用額	415,133,335	593,727,669	667	882,569,495	325,580,002	365,033,334	23,402,002	3,006,509,018	21,001	163,453,335	306,566,668	-

8. 災害救助法適用回数及び市町村数(平成10年度以降)

	10		11		12		13		14		15		16		17		18		19		合計	
	回	市町村	回	市町村	回	市町村	回	市町村	回	市町村	回	市町村	回	市町村	回	市町村	回	市町村	回	市町村	回	市町村
1 北海道			1	3							1	3					1	1			3	7
2 青森県			1	1																	1	1
3 岩手県			1	1					1	1											2	2
4 宮城県											1	5									1	5
5 秋田県																			1	2	1	2
6 山形県																					0	0
7 福島県	1	3																			1	3
8 茨城県	1	1	1	2																	2	3
9 栃木県	1	4																			1	4
10 群馬県																					0	0
11 埼玉県	2	2			1	1															3	3
12 千葉県																					0	0
13 東京都					2	3									1	2					3	5
14 神奈川県																					0	0
15 新潟県	1	3											2	61	1	11			1	10	5	85
16 富山県																			1	1	1	1
17 石川県																	1	7			1	7
18 福井県	1	1										1	5								2	6
19 山梨県																					0	0
20 長野県															1	8	1	3			2	11
21 岐阜県					1	1			1	1			1	1							3	3
22 静岡県	1	1											1	1							2	2
23 愛知県					1	21															1	21
24 三重県													1	5							1	5
25 滋賀県																					0	0
26 京都府													1	7							1	7
27 大阪府																					0	0
28 兵庫県	1	1											2	20							3	21
29 奈良県	1	1																			1	1
30 和歌山県																					0	0
31 鳥取県					1	6															1	6
32 島根県					1	2															1	2
33 岡山県	1	4											1	9							2	13
34 広島県			1	2	1	13							1	2							3	17
35 山口県			1	9												1	2				2	11
36 徳島県													2	6							2	6
37 香川県													2	22							2	22
38 愛媛県					1	1							3	6							4	7
39 高知県	1	6					1	2					1	1	1	1					4	10
40 福岡県			2	2								1	5	1	1						4	8
41 佐賀県																					0	0
42 長崎県			1	1																	1	1
43 熊本県			1	9								1	1						1	1	3	11
44 大分県																					1	1
45 宮崎県													2	3	1	13	2	2	1	1	7	23
46 鹿児島県															1	1	1	6			4	9
47 沖縄県							1	2									1	2			2	4
合計	12	27	10	30	9	48	2	4	2	2	4	14	22	150	7	38	7	21	5	15	84	356

9. 災害救助法適用状況(平成9年度～19年度)

年度	適用日	災害名	都道府県	適用市町村数				適用条項	人的被害(人)			住家の被害(世帯)					災害救助費(円)	災害弔慰金(円)	災害援護資金(円)				
				市	区	町	村		計	死者	行方不明	負傷	計	全壊流失	半壊	一部損壊				床上浸水	床下浸水	計	
9	7.10	7月梅雨前線豪雨災害	鹿児島県	1				1	4号	21	13	34	15	1		4	17	37	20,997,780	28,750,000	7,000,000		
	9.16	台風19号	大分県	1				1	1号			2	1	2	3	199	426	631	1,510,000	0	11,933,333		
	"	"	宮崎県	1		3		4	1号	1			2	2	1	1,817	1,228	3,050	12,815,742	5,000,000	44,466,666		
	"	"	鹿児島県			1		1	1号							1	158	77	236	1,141,153	10,000,000	21,466,666	
	"	阪神・淡路大震災 (平成9年度分) その他 9年度計	兵庫県 大阪府																858,000,000	11,250,000	—		
				3		4		7		22	15	37	18	5	5	2,178	1,748	3,954	1,062,574,640	65,000,000	84,866,665		
10	8.4	8月上旬豪雨による災害	新潟県	1		1		3	1号						3	1,781	9,035	10,819	1,564,031	1,250,000	8,213,333		
	8.27	8月末豪雨による災害	福島県	1			2	3	1号 4号	10		18	28	40	46	2	445	1,382	1,915	25,534,542	10,000,000	11,600,000	
	8.28	"	茨城県	1				1	1号							323	245	568	6,865,856	0	5,000,000		
	8.27.30	"	栃木県	2		2		4	4号	4	2	19	25	28	37	13	275	1,206	1,559	22,609,707	7,500,000	0	
	8.28	"	埼玉県	1				1	1号							731	1,390	2,121	5,519,222	2,500,000	0		
	8.30	"	静岡県			1		1	1号				4	2	6	2	180	299	489	0	3,750,000	1,000,000	
	9.16	台風第5号	埼玉県	1				1	1号	2		2	4	2		2	6	2	180	299	489	0	0
	9.22	台風第7号	福井県			1		1	1号			1	1	7	11	38	105	136	297	14,998,776	3,750,000	7,133,333	
	"	"	兵庫県		1			1	1号										347	347	838,320	0	5,400,000
	"	"	奈良県	1				1	1号			1	1	32	64	835		3	934	36,196,221	2,500,000	45,666,666	
	9.25	9.23～25の大雨	高知県	3		3		6	1号 2号	8		11	19	24	29	63	8,923	9,115	18,154	31,372,902	11,250,000	635,318,666	
	10.17	台風第10号 阪神・淡路大震災 (平成10年度分) その他 10年度計	岡山県 兵庫県 大阪府	1		3		4	1号	2		16	18	4	4	50	2,340	1,761	4,159	12,026,313	7,500,000	269,353,333	
					12	1	11	3	27		26	2	68	96	137	200	1,003	15,936	25,114	42,390	3,718,383,742	90,000,000	988,685,331
11	6.29	6.23～7.3梅雨前線豪雨	広島県	2				2	1号	28		50	78	98	65	229	930	1,319	2,641	92,187,404	50,000,000	15,933,000	
	"	"	福岡県	1				1	1号	1		1	2			1,019	2,154	3,173	1,175,552	2,500,000	33,404,333		
	8.27	8.27～28対馬地方豪雨	長崎県			1		1	1号							111	200	311	677,995	1,250,000	0		
	9.24	台風第18号と前線にとむ なう豪雨	山口県	5		4		9	1号 2号	2		150	152	89	1,283	9,608	2,219	6,190	19,389	17,501,666	2,500,000	387,620,000	
	"	"	福岡県	1				1	1号	2		6	8	5	109	581	305	237	1,237	146,715	3,750,000	1,133,000	
	"	"	熊本県	2		7		9	1号	14		127	141	122	1,057	39,037	880	793	41,889	46,805,000	17,500,000	278,600,000	
	9.30	東海村臨界事故	茨城県			1		2	4号										11,369,900	0	0		
	10.28	10.27からの大雨	青森県	1				1	1号			1	2	3		1	8	331	220	560	2,831,803	2,500,000	15,360,000
	"	"	岩手県			1		1	1号			1	1	25	5		446	143	619	80,676,518	2,500,000	41,600,000	
	阪神・淡路大震災 (平成11年度分) その他 11年度計	兵庫県 大阪府																	5,002,920,000	6,875,000	—		
				12		14	1	27		47	1	337	385	339	2,520	49,463	6,241	11,256	69,819	1,407,672	28,750,000	—	
12	3.29	平成12年有珠山噴火	北海道	1		2		3	4号					314	437	592				2,029,617,289	—	70,666,666	
	6.26	三宅島火山活動	東京都				1	1	4号			1	1	11	5	12				28	—	—	
	7.1	新島・神津島近海を震源 とする地震	東京都			2		2	4号	1		14	15	4	20	123			147	203,271,731	2,500,000	22,466,666	
	7.15	"																			—	—	
	7.8	台風3号	埼玉県	1				1	1号								357	477	834	1,195,382	—	—	
	9.11	平成12年秋雨前線と台風 14号に伴う大雨	愛知県	9		12		21	1号 2号	4		88	92	20	139	112	22,949	34,203	57,423	202,476,331	8,750,000	479,020,173	
	"	"	岐阜県			1		1	3号	1			1	11	12	2	13	49	87	15,926,338	1,250,000	4,666,666	
	10.6	平成12年鳥取県西部地 震	鳥取県	2		4		6	4号			130	130	394	2,469	9,697			12,560	108,107,946	—	211,120,000	
	"	"	島根県	1		1		2	1号			6	6	28	453	2,594			3,075	18,801,781	—	6,800,000	
	"	阪神・淡路大震災 (平成12年度分) その他 12年度計	兵庫県																	165,766,000	1,250,000	—	
				14		20	3	37		6		239	245	782	3,535	13,132	23,319	34,729	75,497	7,560,000	1,250,000	—	
																			2,752,722,798	15,000,000	794,740,171		

年度	適用日	災害名	都道府県	通用市町村数				通用条項	人的被害(人)			住家の被害(世帯)					災害救助費 (円)	災害弔慰金 (円)	災害援護資金 (円)				
				市	区	町	村		計	死者	行方不明	負傷	計	全壊流失	半壊	一部損壊				床上浸水	床下浸水	計	
13	3.24	平成13年芸予地震	広島県	3		10		13	4号	1		154	155	61	534	23,544		24,139	2,970,548	1,875,000	40,353,333		
	"	"	愛媛県	1				1	4号	1		74	75	2	35	5,299		5,336	0	3,750,000	6,633,333		
	9.6	9月6日の大雨	高知県	1		1		2	1号			8	8	25	265	10	242	441	983	29,669,437	-	96,766,666	
	9.8	台風16号	沖縄県	1				2	1号				2	2	13	15	74	421	87	610	11,423,384	-	30,666,666
	9.11	阪神・淡路大震災 (平成13年度分) その他 13年度計	兵庫県					6						18						-	1,250,000	-	
				6		11	1	18		2		238	240	101	849	28,927	663	528	31,068	90,773,821	8,125,000	174,419,998	
14	7.11	台風6号	岩手県			1		1	1号						2		272	156	430	8,343,563	3,750,000	3,833,333	
	7.10	阪神・淡路大震災(平成 14年度分) その他 14年度計	岐阜県 兵庫県	1				1	1号								331	238	569	1,775,171	-	11,133,333	
					1		1	2		0	0	0	0	0	2	0	603	394	999	875,700	-	-	
				1		1		2		0	0	0	0	2	0	603	394	999	10,994,434	6,250,000	14,966,666		
15	7.19	七月梅雨前線豪雨	福岡県	3		2		5	1号	1	9	3	13	20	34	38	3,408	2,448	5,948	10,231,718	2,500,000	295,797,999	
	7.20		熊本県	1				1	4号	19		7	26	21	5	5	121	271	423	24,531,787	21,250,000	1,733,333	
	7.26	宮城県北部を震源とする 地震	宮城県			5		5	4号			601	601	1,030	2,965	7,956			11,951	286,161,199	-	94,066,666	
	8.9	台風10号 その他 15年度計	北海道			3		3	3号後	4		2	6	18	13	19	93	231	374	12,186,571	12,500,000	5,000,000	
				4		10		14		24	9	613	646	1,089	3,017	8,018	3,622	2,950	18,696	336,495,239	41,250,000	396,597,998	
16	7.13	七月新潟・福島豪雨	新潟県	4		2	1	7	2号 3号後	15		3	18	68	5,437	94	2,222	6,176	13,997	926,365,978	25,000,000	63,666,666	
	7.18	七月福井豪雨	福井県	2		3		5	1号 2号	3	1	19	23	56	141	209	3,292	10,161	13,859	67,975,932	7,500,000	34,596,666	
	7.31	台風10号	徳島県			1	1	2	4号	2			2	9	13	7	3	20	52	76,887,245	2,500,000	-	
	8.17	台風15号	愛媛県	1				1	1号	3		1	4	13	80	48	382	982	1,505	2,295,064	7,500,000	12,800,000	
			高知県			1		1	4号				2	2	1				1	-	-	-	
			岡山県	5		4		9	1号 2号	1		10	11	1		484	5,757	5,121	11,363	1,727,296	-	111,367,000	
	8.30	台風16号	香川県	6		7		13	1号 2号	2		4	6	1	10	206	5,803	15,835	21,855	40,021,909	2,500,000	252,889,333	
			愛媛県	1				1	1号			1	1	1		1	325	297	623	455,054	1,250,000	2,200,000	
			宮崎県			1	1	2	1号 4号	2			2	3	9	21	132	156	321	10,610,847	5,000,000	1,133,333	
	9.7	台風18号	広島県	1		1		2	1号	5		141	146	22	237	12,764	1,131	3,392	17,546	1,088,088	2,500,000	4,133,000	
			三重県	2		2	1	5	1号 4号	8	1	2	11	21	55	10	2,405	1,910	4,401	31,598,616	16,250,000	317,936,000	
	9.29	台風21号	愛媛県	3		1		4	1号	12	0	4	16	31	282	276	1,844	4,129	6,562	59,994,647	23,750,000	45,600,000	
			兵庫県			2		2	1号			7	7	10	450	96	546	3,429	4,531	1,423,396	-	1,133,333	
	10.9	台風22号	静岡県	1				1	1号	1		77	78	142	185	1,967	18	53	2,365	848,769	13,750,000	27,606,652	
			宮崎県			1		1	1号	2			2	1	1	1	180	123	306	1,108,662	3,750,000	-	
			徳島県	4				4	1号	3			3		174	37	1,367	3,075	4,653	6,971,285	5,000,000	5,000,000	
		香川県	4		5		9	1号 2号	8		25	33	45	33	268	4,098	10,484	14,928	52,839,111	15,000,000	105,433,333		
10.20	台風23号	兵庫県	5		13		18	1号 2号 3号後	26		134	160	1,021	7,657	1,407	1,819	9,319	21,223	402,512,123	42,500,000	41,660,000		
		岐阜県	1				1	1号	2	1	8	11	1	5	8	269	317	600	2,119,638	13,750,000	11,066,666		
		京都府	4		3		7	1号 3号後	15		202	217	26	328	3,151	2,726	4,360	10,591	43,719,764	21,250,000	75,693,000		
10.23	新潟県中越地震	新潟県	10		27	17	54	4号	46		4,793	4,839	2,826	13,256	109,153		125,235	19,475,132,589	71,250,000	139,240,000			
3.20	福岡県西方沖地震 その他 16年度計	福岡県	1				1	4号	1		1,069	1,070	132	243	8,478			8,853	-	-	-		
			55		73	22	150		157	3	6,502	6,662	4,430	28,596	138,686	34,319	79,339	285,370	21,205,696,013	367,500,000	1,253,154,982		

年度	適用日	災害名	都道府県	適用市町村数					適用条項	人的被害(人)				住家の被害(世帯)					災害救助費 (円)	災害弔慰金 (円)	災害援護資金 (円)	
				市	区	町	村	計		死者	行方不明	負傷	計	全壊流失	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水				計
17	3.20	福岡県西方沖地震	福岡県					4号										629,056,320	1,250,000	339,880,000		
	9.4		東京都 山口県 高知県		2			2	1号 1号 1号		160	160			2,995	2,653	5,648	-	-	7,333,333		
	9.6	台風14号	宮崎県			1		1	1号	3	8	11	5	349	64	878	903	2,199	63,989,021	-	44,520,000	
			鹿児島県	1				1	1号	1	1	2	3	35	3	181	86	308	1,162,692	1,250,000	10,400,000	
			鹿儿島県 新潟県	3		7	3	13	1号 2号 3号後	5	15	20	1,130	3,353	135	1,268	2,078	7,964	951,171,056	16,250,000	207,252,666	
	9.4	鹿儿島県	1				1	3号後	5	22	27	51	59	1,907	265	1,630	3,912	32,054,355	8,750,000	1,133,000		
	1.6	平成18年豪雪	新潟県	8		3		11	4号	31	288	319	1	2	85	5	18	111	98,282,726	-	-	
	1.7		長野県	1		2	5	8	4号	8	160	168	4	1	29	1	10	45	28,123,667	-	-	
		その他																57,028,163	111,875,000	4,600,000		
		17年度計		15	2	13	8	38		53	654	707	1,194	3,799	2,223	5,593	7,378	20,187	1,860,868,000	139,375,000	615,118,999	
18	6.15	平成18年6月長雨土砂災害	沖縄県	1			1	2	4号			0	13					13	7,179,899	-	-	
	7.19		長野県	2		1		3	1号 4号	8	12	20	11	30		734	1,291	2,066	26,001,560	18,750,000	13,733,333	
	7.22	平成18年7月豪雨	鹿児島県	3		3		6	1号 3号後	5	9	14	236	1,335	67	225	1,132	2,995	199,500,150	8,750,000	22,700,000	
			宮崎県	1				1	1号			0		77	10	73	181	341	6,496,450	-	333,333	
	9.17	台風13号	宮崎県	1				1	4号	3	143	146	112	356	1,144			1,612	61,055,653	5,000,000	16,200,000	
	11.7	北海道佐呂間町における 竜巻災害	北海道			1		1	4号	9	31	40	7	57	53			117	3,886,950	18,750,000	-	
	3.25	平成19年能登半島地震 その他	石川県	3		4		7	4号	1	336	337	681	1,723	26,737			29,141	1,185,438,739	2,500,000	31,466,666	
			18年度計		11	0	9	1	21		26	0	531	557	1,060	3,578	28,011	1,032	2,604	36,285	1,783,191,983	234,800,000
19	7.6	7月6日からの梅雨前線 による大雨	熊本県			1		1	4号			0	8	6	15	30	93	152	18,976,907	-	1,000,000	
	7.16		新潟県	8		1	1	10	4号	15	2,316	2,331	1,325	5,685	35,220			42,230	5,725,775,614	22,500,000	13,866,666	
	8.2	台風5号	宮崎県			1		1	4号			0	1			3	9	13	551,989	7,500,000	-	
	9.17	台風11号及び前線による 大雨	秋田県	2				2	1号 4号	1	1	5	7	6	208	1	37	141	393	48,906,690	3,750,000	27,100,000
	2.24	2月23日から24日にか けての低気圧による被害 その他	富山県				1	1	4号	1		15	16	4	7		47	70	128			
		19年度計		10		4	1	15		17	1	2,336	2,354	1,344	5,906	35,236	117	313	42,916	5,794,211,200	33,750,000	41,966,666

※人的被害及び住家の被害については救助法適用市町村ベース。

(参考1) 該当災害による死者であっても、救助法適用都道府県の他の都道府県で支給されたものは「その他」を含む。

(参考2) 災害援護資金の貸付で、指定都市が実施したものはその都道府県を含む。

10. 平成19年度災害救助法等実施状況

(1) 災害救助法適用状況

災害名	都道府県	適用日	適用市町村
○7月6日からの梅雨前線による大雨	熊本県	7月6日	(4号) 下益城郡美里町
○新潟県中越沖地震	新潟県	7月16日	(4号) 長岡市、柏崎市、小千谷市、上越市、三島郡出雲崎町、刈羽郡刈羽村、三条市、十日町市、燕市、南魚沼市
○台風5号	宮崎県	8月2日	(4号) 西臼杵郡日之影町
○台風11号及び前線による大雨	秋田県	9月17日	(4号) 北秋田市 (1号) 能代市
○2月23日から24日にかけての低気圧による被害	富山県	2月24日	(4号) 下新川郡入善町
計(延べ数)	5県		15市町村

※カッコ内の数字は災害救助法の適用号数

(2) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給状況

災害名	都道府県	災害弔慰金 支給対象者数		災害障害見舞金 支給対象者数	市町村数
		死者	行方不明		
○新潟県中越地震 (平成16年度災害)	新潟県	1	0	0	燕市
○能登半島地震	石川県	1	0	1	輪島市、中能登町
○中越沖地震	新潟県	15	0	0	柏崎市、刈羽村
○平成18年7月豪雨	長野県	1	0	0	上田市
○台風11号及び前線による大雨	秋田県	1	1	0	北秋田市
○平成19年9月17日から20日にかけての大雨による被害	岩手県	1	0	0	花巻市
計(延べ数)	6県	20	1	1	8市町村

(3) 災害援護資金貸付金の貸付状況

災 害 名	都道府県 市 名	世帯 主 負 傷	住 居 半 壊	住 居 全 壊	住 居 滅 失 流 失	家 財 損 害	重 複 及 び 特 別	市 町 村 名
○能登半島地震	石川県		6	7		3	6	輪島市、かほく市、 志賀町、穴水町
○中越沖地震	新潟県		5	1		2	2	柏崎市、出雲崎町、 刈羽村
○7月6日からの梅 雨前線による大雨	熊本県			1		1		美里町
○台風11号及び前 線による大雨	秋田県		18	4		5		北秋田市、能代市
計（延べ数）	4 県		29	13		11	8	10 市町村

12. 国民保護事務主管担当者及び連絡先一覧

都道府県 指定都市	部名	課名	係名	連絡先			部(局)長	課長	補佐	係長	担当者	担当者	担当者
				電話(代表)	電話(直通)	FAX							
1北海道	保健福祉	総務	企画調整グループ	011-231-4111(25-128)	011-204-5242	011-232-8368	高橋 敏一	山田 亨	長野 幹広	鳩島 久雄	狩野 弘嗣	-	-
2青森	健康福祉	健康福祉政策	総務グループ	017-722-1111(内8208)	017-734-9276	017-734-8085	一ノ瀬 暁	高杉 金之助	伊藤 孝幸	大山 和也	中嶋 大輔	-	-
3岩手	保健福祉	地域福祉	生活福祉	019-651-3111(内5422)	019-629-5421	019-629-5429	岩淵 良昭	小林 繁春	平井 孝典	村上 博和	黒澤 昭明	-	-
4宮城	保健福祉	保健福祉総務	企画調整第一	022-211-2111(内2512)	022-211-2507	022-211-2595	鈴木 隆一	氏家 栄市	平間 英博	末長 仁一	佐々木 道晴	-	-
5秋田	知事公室	総合防災	調整・危機管理	018-860-1111(内4582)	018-860-4582	018-824-1190	佐々木 誠	三ヶ田 良三	三本木 宗基	鎌田 優	佐々木 弘光	菅原 純	-
6山形	総務	総合防災	国民保護対策	023-630-2211(内2231)	023-630-2231	023-633-4711	小山 寛	佐藤 和雄	石塚 賢児	鈴木 利弘	林 昌宏	-	-
7福島	生活環境	災害対策	国民保護	024-521-1111(内2630)	024-521-7641	024-521-7920	八木 卓造	五十嵐 幸雄	菅野 信之	辺見 勝	吉田 秀樹	波多野 美香	-
8茨城	生活環境	危機管理	-	029-301-1111(内2896)	029-301-2896	029-301-2887	永見 基定	田嶋 寿幸	大島 勇敏	大高 康寛	根本 将人	-	-
9栃木	県民生活	消防防災	危機管理・災害対策	028-623-2323(内2136)	028-623-2136	028-623-2146	池田 喜一	小池 洋一	-	神山 嘉代治	-	-	-
10群馬	総務	危機管理	防災・国民保護	027-223-1111(内2245)	027-226-2245	027-221-0158	中山 博美	田村 孝夫	設楽 靖祐	佐伯 和則	阿久澤 玄洋	-	-
11埼玉	危機管理防災	危機管理	危機管理	048-824-2111(3117)	048-830-3117	048-830-4790	清水 邦夫	黒澤 治	尾関 直男	林 裕治	白倉 弘	-	-
12千葉	総務	消防地震防災	危機管理	043-223-2178	043-223-2188	043-222-5208	星 正三	橋本 健二	岸本 賢治	小高 嘉夫	-	-	-
13東京	総務局総合防災	防災管理	国民保護	03-5321-1111(25-171)	03-5388-2549	03-5388-1260	石野 利幸	矢野 一郎	-	宮里 茂	星野 とみみ	-	-
14神奈川	安全防災	危機管理対策	危機管理対策	045-210-1111(内3485)	045-210-3485	045-219-8829	木川 康雄	中山 健一	神山 光義	加藤 健大	吉性 朋子	-	-
15新潟	防災	危機管理	県民保護	025-285-5511(内2586)	025-280-5745	025-281-2979	渡邊 博文	新保 弘	高井 武紘	松浦 直人	清水 明	櫻井 和史	中村 均
16富山	厚生	厚生企画	管理	076-431-4111(内3423)	076-444-3198	076-444-3491	植葉 茂樹	石坂 博信	新庄 幹夫	上田 正樹	山田 実功	-	-
17石川	危機管理監	危機対策	危機管理グループ	076-225-1111(内4277)	076-225-1482	076-225-1484	橋本 幸彦	大塚 昌保	嵐 文隆	村上 久幸	飯田 智久	-	-
18福井	健康福祉	地域福祉	県民・地域福祉グループ	0776-21-1111(内2515)	0776-20-0327	0776-20-0637	小竹 正雄	山口 利明	松村 敏雄	上城戸 正三	山崎 洋一	-	-
19山梨	福祉保健	福祉保健総務	総務総務	055-237-1111(内3058)	055-223-1441	055-223-1447	小沼 省二	杉田 健二	相川 亨	小澤 祐樹	坂上 幸広	-	-
20長野	危機管理	危機管理防災	危機管理	026-232-0111(内5209)	026-235-7184	026-233-4332	松本 有司	木下 陽介	松本 悦夫	-	竹内 博文	-	-
21岐阜	健康福祉	健康福祉政策	政策企画	058-272-1111(内2516)	058-272-8260	058-278-2620	洞田 健男	若宮 克行	吉田 茂喜	尾島 智	酒井 有作	-	-
22静岡	厚生	政策室	企画スタッフ	-	054-221-3357	054-221-3264	大須賀 直郎	小川 英雄	小林 亨二	田辺 光史	久米 敬子	-	-
23愛知	防災	防災危機管理	国民保護グループ	052-961-2111(内2510)	052-954-8911	052-954-8911	小出 茂樹	小林 壯行	加藤 慎也	内田 勇夫	相馬 純	-	-
24三重	防災危機管理	危機管理総務	危機管理グループ	-	059-224-2734	059-224-2199	東地 隆司	嶋田 宣浩	加太 竜一	中瀬 元浩	-	-	-
25滋賀	健康福祉	健康福祉政策	総務	-	077-528-3511	077-528-4850	渡 寿寿	山本 洋	上村 進也	-	-	-	-
26京都	健康福祉	健康福祉総務	-	075-451-8111(内4554)	075-414-4554	075-414-4894	和田 健	斎藤 文	稲田 伸也	豊福 淳之	藤坂 文之	-	-
27大阪	総務	危機管理	国民保護グループ	06-6941-0351(内4920)	06-6944-8150	06-6944-8654	飯尾 慎太郎	山根 良文	荒木 慶太	小田 雅史	-	-	-
28兵庫	企画県民部	防災計画	危機管理	078-341-7711(内3145)	078-362-9833	078-362-9839	大西 幸	木村 博樹	藤森 龍	宮崎 伸一	奥村 晃司	高下 勝次	-
29奈良	福祉	福祉政策	地域ケア推進	0742-22-1101(内2818)	0742-22-3142	0742-22-5709	藤森 一八	寺田 豊	矢野 直樹	中澤 朋廣	江上 真弘	-	-
30和歌山	危機管理	危機管理	-	073-432-4111(内2274)	073-441-2274	073-425-7652	清滝 廉一	尾上 豊	今西 宏行	-	-	-	-
31鳥取	福祉保健	福祉保健	企画総務	0857-26-7111(内7139)	0857-26-7139	0857-26-8116	嶋田 敬子	松岡 隆広	高橋 弘毅	野間 補治	田中 美子	-	-
32島根	総務	消防防災	防災グループ	0852-22-5111(内5885)	0852-22-5885	0852-22-5930	福田 信夫	藤原 弘	細木 正明	島田 健明	横地 隆規	-	-
33岡山	総務	危機管理	危機管理・国民保護	086-224-2111(内2521)	086-226-7385	086-234-4859	山上 裕	香山 元滋	難波 克徳	小原 正之	丁田 崇光	-	-
34広島	福祉保健	福祉保健総務	厚生推進グループ	082-228-2111(内3030)	082-228-2153	082-511-6715	迫井 正潔	山根 守市	土井 司	本岡 修	山中 美樹	-	-
35山口	健康福祉	厚生	総務管理	083-922-3111(内2710)	083-933-2710	083-933-2739	今村 孝子	渡邊 修二	平野 康康	岩本 康彦	光原 直樹	-	-
36徳島	危機管理	危機管理政策	危機管理	086-821-2500(内2708)	086-821-2708	086-821-2818	瀧尾 裕博	柿田 昌訓	松永 隆	勝岡 基彦	東 照仁	-	-
37香川	健康福祉	健康福祉総務	企画・総務グループ	087-831-1111(内3133)	087-832-3252	087-806-0209	山田 哲也	高木 康博	山本 泰	真鍋 正彦	林 哲也	-	-
38愛媛	保健福祉	保健福祉	福祉振興	089-941-2111(内2386)	089-912-2386	089-921-8004	浜上 邦子	竹本 道代	田坂 泰範	佐川 光俊	山本 卓	-	-
39高知	健康福祉	保健福祉	地域保健・福祉	088-823-1111(内625)	088-823-9825	088-823-9207	島中 伸介	中山 伸	福島 寛隆	北川 圭児	永野 美志	山本 千香子	那須 拓哉
40福岡	福祉労働	福祉総務	-	092-651-1111(内3214)	092-643-3240	092-643-3245	吉岡 正憲	村上 文男	手島 弘通	-	-	-	-
41佐賀	総務	消防防災	国民保護・防災	0952-24-2111(内1354)	0952-25-7026	0952-25-7282	中野 哲太郎	大坪 広幸	岩永 正吾	加藤 英治	山口 雅博	-	-
42長崎	福祉保健	福祉保健	総務	095-824-1111(内2411)	095-895-2411	095-895-2570	入江 孝紀	橋口 忠美	馬場 清彦	太田 勝也	福島 浩史	-	-
43熊本	健康福祉	健康福祉管理	総務・調整	096-383-1183(内7079)	096-383-2239	096-387-0187	-	牧野 徳彦	石原 貴一	永友 誠幸	中山 智康	-	-
44大分	福祉保健	地域福祉推進	地域福祉	097-536-1111(内2821)	097-506-2822	097-506-1732	阿南 仁	平塚 健史	前嶋 俊彦	佐藤 浩志	末吉 正尚	-	-
45宮崎	総務危機管理	危機管理	危機管理	0985-27-7818(6101)	0985-27-7818	0985-28-7304	後藤 厚一	武田 久雄	福岡 幸博	前 美知保	岩切 秀則	-	-
46鹿児島	保健福祉	社会福祉	福祉企画	099-286-2111(内2839)	099-286-2824	099-286-5568	岩倉 秀人	川路 幸博	園田 純信	宮里 正治	加治佐 幸江	山本 勝三	-
47沖縄	文化環境	県民生活	市民活動推進	098-866-2333(内2187)	098-866-2187	098-866-2789	知念 謙次	米蔵 博美	鎌久山 美子	渡真利 雅男	比嘉 哲博	-	-
48札幌	危機管理対策	危機管理対策	国民保護計画	-	011-211-3062	011-218-5115	野辺地 正	小嶋 馨	-	近野 純司	村瀬 敬章	-	-
49仙台	政策調整	危機管理	-	022-261-1111(内3017)	022-214-8519	022-214-8096	-	鈴木 茂	-	-	佐々木 朝一郎	-	-
50さいたま	総務局危機管理	安心安全	安心安全	048-829-1111(内2385)	048-829-1128	048-829-1936	山崎 直	石田 忠利	荒井 裕一	野崎 壽康	木村 洋	-	-
51千葉	市民局市民	総合防災	危機管理	043-245-5111(内2579)	043-245-5151	043-245-5597	鈴木 英一	神尾 賢司	飯田 正夫	鈴木 清由	角田 一郎	-	-
52横浜	安全管理	危機対応計画	-	-	045-671-3456	045-663-3382	-	-	-	大淵 拓也	-	-	-
53川崎	総務	危機管理	-	044-200-2111(内22611)	044-200-2850	044-200-3972	伊藤 英男	増子 謙一	-	土谷 豊	岩間 勇人	-	-
54新潟	市民生活	危機管理防災	対策	025-228-1000(内31148)	025-228-1146	025-224-0768	佐藤 昭人	伊藤 直史	土田 克行	松置 賢治	渡部 洋	-	-
55静岡	消防防災	防災指導	対策	-	054-221-1248	054-251-5783	大橋 好志	佐野 芳敏	-	井上 泰幸	-	-	-
56浜松	生活文化	防災対策	防災企画グループ	-	053-457-2537	053-457-2530	-	木下 寿幸	村瀬 博俊	太田 一彦	益子 国男	-	-
57名古屋	消防防災	国民保護	-	-	052-972-3591	052-962-4030	岩崎 真人	佐藤 靖	-	半田 修治	伊藤 公一	-	-
58京都	保健福祉部	保健福祉総務	庶務担当	075-222-3111(内3366)	075-222-3366	075-222-3386	谷口 義隆	三宅 美知	藤川 剛	-	出野 真洋	-	-
59大阪	危機管理	-	-	-	06-6208-9802	-	-	大塚 伸二	小西 一功	福澤 昭明	-	-	-
60堺	総務	危機管理	-	072-233-1101(内5172)	072-228-7805	072-222-7339	出来 明彦	前川 さゆり	-	上田 智仁	岡本 愛子	-	-
61神戸	保健福祉	庶務	庶務	078-331-8181(内3011)	078-322-5193	078-322-6038	広瀬 朋康	山平 晃嗣	-	村山 哲朗	長井 隆	-	-
62広島	消防	危機管理	-	082-546-3410	082-546-3447	082-247-1845	山村 雄一	中越 康友	新家 茂樹	藤井 伸明	奥野 祐輔	-	-
63北九州	保健福祉	総務	社会振興	-	093-582-2097	093-582-2095	-	工藤 一成	-	森田 一典	田平 直幸	-	-
64福岡	保健福祉	健康福祉のまちづくり	地域福祉	-	092-733-5346	092-733-5087	仁井山 なおみ	甲斐 邦夫	-	川本 晃晴	田中正彦	-	-
日本本社	教養・福祉	教養	教養	03-3438-1311(内4111)	03-3437-7084	03-3435-8509	田中 豊	三井 俊介	-	松野 千穂	山崎 登子	-	-
厚生労働省 社会・援護局 総務課				電話(代表)	救助係直通	ファックス	(局長)	(課長)	(室長補佐)				
災害救助・救援対策室 救助係				03-5253-1111 (内2819) (内2830)	03-3595-2614 03-3503-3780		中村 秀一	藤本 剛夫	橋本 武夫				
				中防電話	中防ファックス		(室長)	(専門官)	(係長)	(係員)			
				5512	5543		中村 信太郎	金子 雄一郎	吉田 卓郎	栗城 尚史			

13. 地方厚生局 防災担当連絡 担当者名簿

20.4.28

	職名	氏名	住 所	電 話	FAX
北海道 責任者 本省連絡担当者 現地連絡担当者	局長 総務課長 総務課長補佐	清水美智夫 前田好徳 高崎正則	北海道札幌市北区北8条西2-1-1札幌第1合同庁舎8階	011-709-2311 (夜間のみ) 011-709-2302	011-709-2704
東北 責任者 本省連絡担当者 現地連絡担当者	局長 総務課長補佐 総務課庶務係長	藤井充 加藤久弥 中嶋勝信	宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア21階	022-726-9260	022-726-9267
関東信越 責任者 本省連絡担当者 現地連絡担当者	局長 総務課長補佐 健康課長補佐	小林和弘 小澤正信 佐藤修	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1さいたま新都心合同庁舎1号館7階	048-740-0711	048-601-1325
東海北陸 責任者 本省連絡担当者 現地連絡担当者	局長 総務課長 総務課長補佐	麦谷眞里 山岸正人 山野井茂利	愛知県名古屋市中区白壁1-15-1名古屋合同庁舎第3号館3階	052-971-8831	052-971-8861
近畿 責任者 本省連絡担当者 現地連絡担当者	局長 総務課長補佐 総務課庶務係長	松本義幸 大谷正雄 吉川讓	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76大阪合同庁舎4号館3階	06-6942-2241	06-6946-1665
中国四国 責任者 本省連絡担当者 現地連絡担当者	局長 総務課長 総務課長補佐 総務課庶務係長	牧原厚雄 萩原秀明 松浦義則 長野義久	広島県広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎4号館2階	082-223-8181	082-223-8155
四国 責任者 本省連絡担当者 現地連絡担当者	支局長 総務課長 総務課長補佐 国家試験係長	小木津敏也 山本美二 斎藤博文 平田光一	香川県高松市サンポート3番33号高松サンポート合同庁舎4階	087-851-9565	087-822-6299
九州 責任者 本省連絡担当者 現地連絡担当者	局長 総務課長補佐 総務課主査	青柳親房 鬼塚剛博 竜口宗治	福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7福岡第2合同庁舎2階	092-472-2361	092-474-2244

「責任者」=(支)局長

「本省連絡担当者」=本省各課等と連絡調整にあたる者。

「現地連絡担当者」=都道府県防災担当課へ派遣され、情報収集、連絡調整にあたる者。

14. 自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための 総合プラン（概要）

自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための 総合プランのポイント

避けられたはずの犠牲者の数を少しでも減らすことができるように

平成20年4月

内閣府特命担当大臣(防災)

泉 信也

自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プランの構成

1 「命」を守るための国民の備えの充実

「自助」や「共助」の取組を一層促進するためには、国民一人ひとりが防災に向けた取組を、自らあるいは共に進めていく必要性を認識し、行ってきた環境整備を進めることが重要

「自助」、 「共助」 を促進する「連携プラン」の推進

国民運動の戦略的展開

- ・ 政府が取り組む災害対策の全体像を災害類型ごとに整理
- ・ フォローアップの実施による、政府一体となつての重要課題の把握と対策の徹底。

地震

火山

津波・高潮

風水害

雪害

共通

この総合プランで示す基本的な考え方や施策の方向を「防災対策の重点」に反映

2 「命」を守るための防災基盤の充実

「いつでも・どこでも」
発生しうる
地震の脅威への対応

住宅・建築物や公共施設等の耐震化を促進することが効果的

気候変動への対応
を踏まえた
災害対策の必要性

「犠牲者ゼロ」を目指すための防災基盤の整備

I-1: 4つの「連携プラン」の推進と国民運動の戦略的展開

連携プラン1 自然災害の怖さを知る

～「実感」から始まる避難・減災対策の推進～

災害ごとのハザード
マップを着実に整備

避難訓練の実施



身の回りの危険を
実感を持って認識

災害リスクを
「見える化」

【開発中の取組例】 津波被害の体験が可能な被害シミュレータ、津波・高潮の動くハザードマップ、動く浸水想定区域図、火山リアルタイムハザードマップ など

連携プラン2 情報が「命」

～いつでも、どこでも、誰にでも、役に立つ災害情報の提供～

災害情報の
提供技術の開発

災害情報の提供に携帯電
話やパソコンを活用



役に立つ防災情報を
的確に、かつ、わかりやすく提供



【提供する災害情報の例】 <災害発生前> 近隣河川の水位情報・浸水情報
<災害発生後> 災害の被害状況、避難所の情報、防災ボランティア活動のための情報 など

連携プラン3 地域の絆でお年寄りや障害を 持った方を守る ～災害時要援護者対策の推進～

災害時要援護者の
避難支援対策の推進

人命を第一に考えた
土砂災害対策



お年寄りや障害を持った方
も安心して避難できる

→平成21年度までに避難支援プランの全体計画等を策定

連携プラン4 地域の防災力の向上を目指す

～地域の助け合いで除雪できる体制の整備～

消防団や自衛隊
による支援

犠牲者発生
の要因等総合調査



お年寄りなどの除雪中
の事故を防止

マニュアル作成等
による体制整備

→平成24年度を目途に特別豪雪地帯の全202市町村で整備

防災に向けた取組の必要性を実感した国民に対して、行動できる環境整備を進めることが重要

「連携プラン」の効果が発揮されるためには、「連携プラン」の成果の活用も含めて、国民運動の戦略的展開が重要

国民運動の戦略的展開

I-2-(1): 「いつでも・どこでも」発生しうる地震の脅威への対応

これまでも想定されてきた大規模地震の切迫性の高まりに加え、近年の経験からすると、被害をもたらす地震は全国どこでも起こりうるものといった認識をより周知徹底する必要。

住宅・建築物や公共施設等の耐震化を促進することが効果的

各種施設等の耐震化について今後フォローアップを実施

主な対象	進捗状況	目標
住宅・建築物	75% (平成15年末)	9割 (平成27年まで)
学校施設 (公立小中学校)	58.6% (平成19年4月)	倒壊等の危険性の高い約1万棟を耐震化 (今後5年目途)
病院施設 (災害拠点病院・救命救急センター)	43% (平成17年)	未耐震化施設の約5割を耐震化 (平成22年度まで)
水道事業 (基幹施設・管路)	着実な耐震化を確保するため 省令改正を実施 (平成20年度中に施行)	水道ビジョンの目標 (100%) を目指して耐震化 (概ね平成25年まで)
下水道事業	約2割 (平成18年度末)	防災拠点等から処理場までの管きよの約6割について 対策 (平成24年度まで)

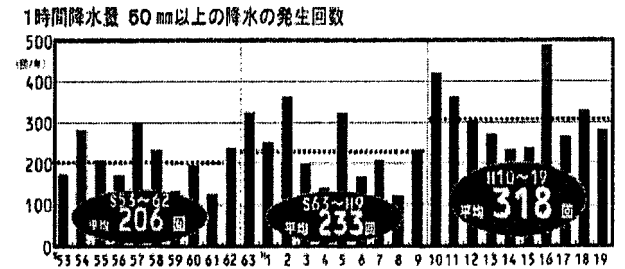
上記のほか、

- ・原子力施設、石油精製プラント、高圧ガスプラント、水力発電設備 (大規模施設関係)
- ・橋梁 (緊急輸送道路等)、鉄道、空港、耐震強化岸壁 (交通基盤関係)
- ・河川堤防、海岸保全施設、漁港 (水産物流通拠点)
- ・官庁施設、防災拠点となる公共施設等

についても、目標を設定し、耐震化を進める。

I-2-(2) : 気候変動への対応を踏まえた災害対策の必要性

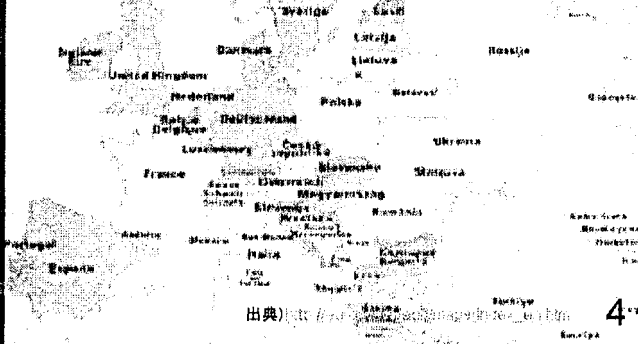
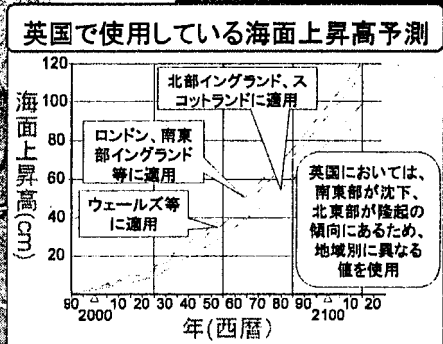
- 「気候変動に関する政府間パネル」(PCC)の作業部会では、地球の気候システムに温暖化が起きているとほぼ断定。
- 気候変動による豪雨や台風の強度の一層の増大、海面水位の上昇などにより、過去の統計や経験が通用しなくなる事態を想定。
- 水害や土砂災害、高潮災害等に備えた防災・減災対策について、気候変動への対応の視点を踏まえて推進していくことが必要。



英国は、洪水リスクに応じて土地利用や施設整備に制限を加えると共に、海岸施設や手直しが困難な施設等については気候変動の影響を考慮する取組を実施(H18に海面上昇や洪水流量増等の目安も示した指針作成)

海面上昇を考慮したオランダのマエスラント防潮堤(H9完成)

欧州連合(EU)は、気候変動が洪水の発生に与える影響等も考慮した洪水リスク評価等や、それを受けた洪水リスク管理計画の策定を求める「洪水リスクの評価と管理に関する指令」を发出(H19)



15. 安否情報システムについて

安否情報システムについて

1. 安否情報システム整備の経緯

従来、安否情報(個人の生死及び負傷の程度に関する状態、避難住民の所在等の安否に関する情報であり、氏名、性別等の個人を識別するための情報を含む。)の収集・提供に係る法律上の条文はありませんでした。平成16年6月18日に公布された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」という。)において、初めて、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供の根拠条文が創設されました。

【国民保護法における安否情報の収集等に係る規定の内容】

○情報を収集する対象

避難住民、武力攻撃災害等により死亡・負傷した住民

○収集、整理及び報告を行う者(書面報告が原則)

市町村長 : 収集・整理の努力義務及び都道府県知事への報告義務を負う

都道府県知事: 収集・整理の努力義務及び総務大臣への報告義務を負う

○国民への回答(書面照会、書面回答が原則)

総務大臣、都道府県知事、市町村長: 国民からの照会への回答義務及び個人情報保護への留意義務を負う

○収集する情報

氏名、出生の年月日、男女の別、住所、負傷状況・死亡関連情報、居所、連絡先など

2. 安否情報システムの機能概要

安否情報システム(以下「システム」という。)は、国民保護法第32条第4項に規定する国民の保護に関する基本指針に基づき、国及び地方公共団体がこれらの事務の処理を効率的にするために開発したものであり、システムの主な機能は、安否情報の「入力」、「整理」、「報告」及び「提供」の4つに分けられます(安否情報の入力・整理・報告・提供の流れについては図参照)。

○安否情報の入力機能

避難所、医療機関、警察機関等で収集した安否情報をシステムに入力する機能です。

○安否情報の整理機能

入力された安否情報には、同一人物の安否情報が重複して入力されたり、誤ったデータが入力されることがあります。重複した安否情報については、最新かつ正しいものを残して排除し、誤ったデータは修正する必要があります。このような重複排除や修正により、安否情報を最新かつ正しいものに整理する機能です。

○安否情報の報告機能

整理した安否情報を、市区町村は(自らが属する)都道府県へ、都道府県は国(消防庁)に報告します。国において全地方公共団体が共有できるようにする機能です。

○安否情報の提供機能

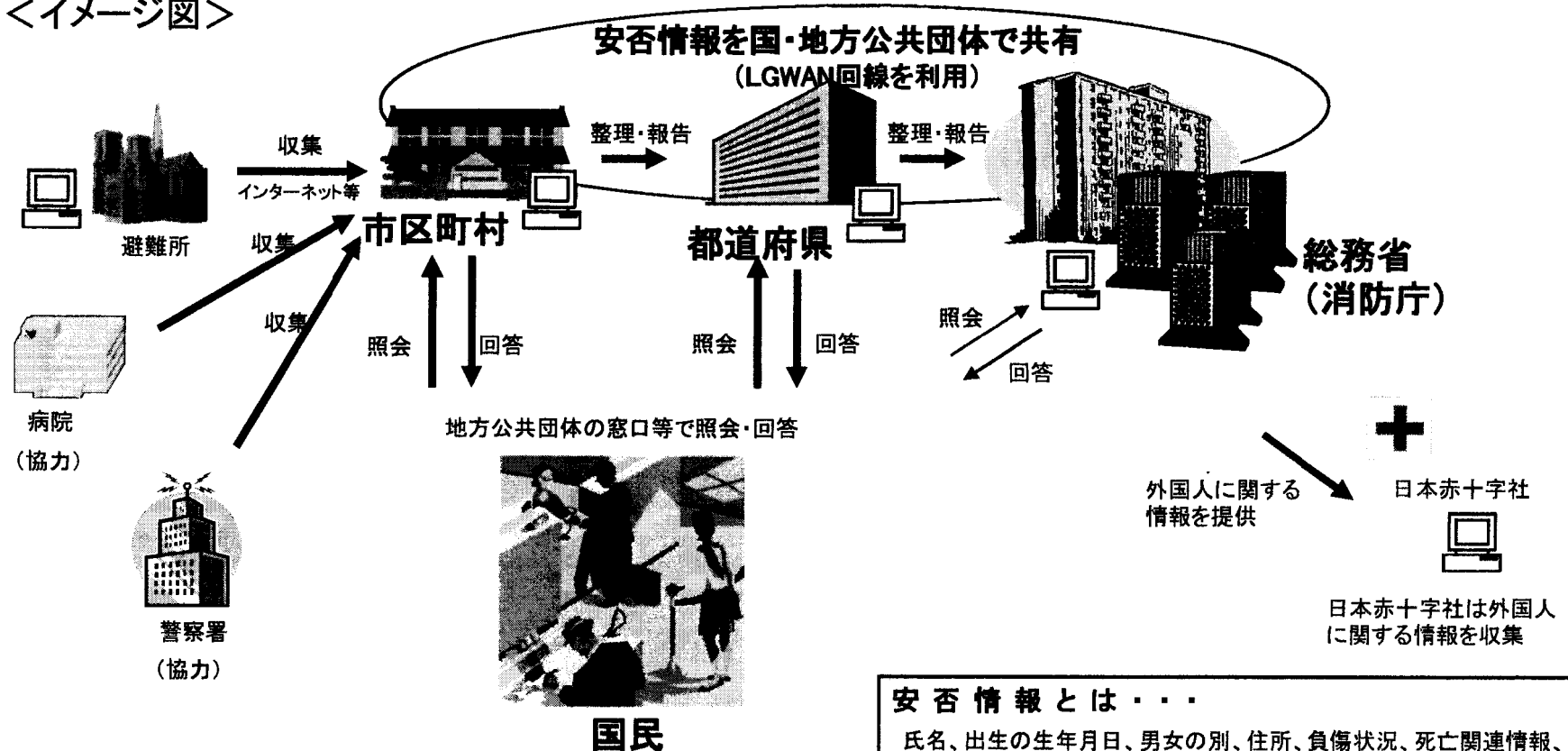
国民からの安否情報の照会に対して回答するための機能です。具体的には、入力、整理、報告された安否情報から被照会者に係るものを検索する機能、検索した安否情報を回答書の様式で印刷する機能です。

その他、システムには、国民にインターネットを通じて被照会者の氏名を検索し、安否情報の有無について確認する機能があります。

安否情報システムについて

- 国民保護法に規定される安否情報事務を効率的に行うためのシステム
- 個人情報の保護のため、LGWANを用いた高いセキュリティを確保
- 避難所等からはインターネット端末により情報を収集(入力)
- 全国データを地方公共団体が共有し、国民からの照会に回答

<イメージ図>



※ インターネット回線は、暗号化した上で仮想専用回線としたものを利用
 ※ LGWAN回線とは、地方公共団体の専用回線のこと(総合行政ネットワーク)